

【広報資料】

平成28年の「不正行為」について

平成28年の「不正行為」について

入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。

平成28年に研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関の受入れ形態別、「不正行為」の類型別の状況及び具体例は次のとおりである。

1 受入れ形態別

(1) 受入れ形態別「不正行為」機関数（表1）

平成28年に「不正行為」を通知した機関は239機関であり、受入れ形態別では、企業単独型が2機関（0.8%）、団体監理型が237機関（99.2%）である。団体監理型での受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が35機関（14.8%）、実習実施機関が202機関（85.2%）である。

平成27年の273機関と比較すると12.5%の減少、平成26年の241機関と比較すると0.8%の減少であり、現行制度が施行された平成22年以降の推移として増加傾向にあったものが、減少に転じた。

（表1）受入れ形態別「不正行為」機関数

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
企業単独型		3	2	0	0	0	3	2
団体 監理型	監理団体	17	14	9	20	23	32	35
	実習実施機関	143	168	188	210	218	238	202
計		163	184	197	230	241	273	239

(2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知（表1）

平成24年から平成26年までの間に「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はなかったが、平成27年の3機関に続き、平成28年は2機関に「不正行為」を通知した。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

① 監理団体の種類別「不正行為」機関数（表2）

平成28年に「不正行為」を通知した35機関のうち33機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体の種類別「不正行為」機関数

	平成26年	平成27年	平成28年
事業協同組合	22	31	33
商工会	0	0	2
農業協同組合	1	1	0
その他の団体	0	0	0
計	23	32	35

※ 平成28年には、上記のほか、監理団体が行うべき「監査」を他の機関に代行させていた事例において、不適正な行為を行った当該代行機関（3機関）に対しても「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した。

② 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数（表3）

平成28年に「不正行為」を通知した202機関を業種別でみると、「農業・漁業関係」が67機関（33.2%）と最も多く、次いで、「繊維・衣服関係」が61機関（30.2%）と続いており、この2業種で6割以上を占めている。

(表3) 団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成26年	平成27年	平成28年
農業・漁業関係	88	67	67
繊維・衣服関係	76	94	61
建設関係	16	20	38
機械・金属関係	12	10	14
食品製造関係	11	19	13
その他	15	28	9
計	218	238	202

2 類型別

(1) 類型別「不正行為」件数（表4、5）

平成28年に「不正行為」を通知した239機関について、類型別にみた通知件数は、383件であるところ（一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しないもの。）、「賃金等の不払」が121件（31.6%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が94件（24.5%）、「名義貸し」が51件（13.3%）と続いている。

また、「賃金等の不払」を含む労働関係法令違反に関する「不正行為」は134件（35.0%）であり、これらが高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

※ 平成22年7月に現行制度が施行されたが、現行制度施行前に行われた行為については、現行制度施行前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」（以下「旧指針」という。）に基づき「不正行為」を通知し、現行制度施行後に行われた行為については、現行の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知している。

なお、平成26年及び平成27年に引き続き、平成28年に旧指針に基づき「不正行為」を通知した機関はない。

(表4) 類型別「不正行為」件数

類型		平成26年			平成27年			平成28年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	1	1	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	32	32	0	39	39	0	38	38
名義貸し	名義貸し	0	21	21	0	33	33	0	51	51
その他虚偽文書の作成・行使	偽造文書等の行使・提供	0	29	29	0	62	62	0	94	94
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	1	151	0	2	158	0	0	143
	旅券・在留カードの取上げ		2			9			16	
	賃金等の不払		142			138			121	
	人権を著しく侵害する行為		6			9			6	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	2	4	0	0	5	0	1	12
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		2			5			11	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	11	11	0	24	24	0	23	23
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	23	23	0	35	35	0	13	13
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	3	3	0	1	1	0	3	3
	保証金の徴収等		2	2		4	4		4	4
	講習期間中の業務への従事		74	74		8	8		2	2
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	350	350	0	370	370	0	383	383

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表8) までにおいても同じ。

(表5) 平成28年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数(上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	0	0
旅券・在留カードの取上げ	1	3	12	16
賃金等の不払	1	6	114	121
人権を著しく侵害する行為	1	1	4	6
偽変造文書等の行使・提供	0	26	68	94
保証金の徴収等	1	1	2	4
講習期間中の業務への従事	0	1	1	2
二重契約	0	0	0	0
技能実習計画との齟齬	0	3	35	38
名義貸し	0	4	47	51
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0		1	1
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査, 相談体制構築等の不履行」		11		11
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	1	22	23
労働関係法令違反	0	0	13	13
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	2	1	3
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	4	59	320	383

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表6）

平成28年に「不正行為」を通知した2機関について、類型別にみた通知件数は、4件である。内訳は「旅券・在留カードの取上げ」、「賃金等の不払」、「人権を著しく侵害する行為」及び「保証金の徴収等」がそれぞれ1件である。

（表6）企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成26年			平成27年			平成28年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業		0		0	0		0	0		0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	0	0	0	2	0	0	3
	旅券・在留カードの取上げ		0			0			1	
	賃金等の不払		0			2			1	
	人権を著しく侵害する行為		0			0			1	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	1	1	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	1	1	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保証金の徴収等		0	0		0	0		1	1
	雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	0	0	0	4	4	0	4	4

(3) 団体監理型での受入れ機関に係る類型別「不正行為」件数

① 監理団体に係る類型別「不正行為」件数（表7）

平成28年に「不正行為」を通知した35機関について、類型別にみた通知件数は、59件である。「偽変造文書等の行使・提供」が26件（44.1%）と最も多く、次いで、「監査、相談体制構築等の不履行」が11件（18.6%）、「賃金等の不払」が6件（10.2%）と続いている。

（表7） 監理団体に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成26年			平成27年			平成28年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	9	9	0	6	6	0	3	3
名義貸し	名義貸し	0	2	2	0	1	1	0	4	4
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	18	18	0	26	26	0	26	26
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	1	5	0	0	11	0	0	10
	旅券・在留カードの取上げ		0			3			3	
	賃金等の不払		0			6			6	
	人権を著しく侵害する行為		4			2			1	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	2	0	/	5	0	/	11
	監理団体に於ける「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		2			5			11	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	2	2	0	0	0	0	1	1
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	1	1	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	0	0	0	2	2
/	保証金の徴収等	/	0	0	/	2	2	/	1	1
/	講習期間中の業務への従事	/	7	7	/	1	1	/	1	1
/	営利目的のあつせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	46	46	0	53	53	0	59	59

② 実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表8）

平成28年に「不正行為」を通知した202機関について、類型別にみた通知件数は、320件である。「賃金等の不払」が114件（35.6%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が68件（21.3%）、「名義貸し」が47件（14.7%）と続いている。

（表8）団体監理型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成26年			平成27年			平成28年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	1	1	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	23	23	0	33	33	0	35	35
名義貸し	名義貸し	0	19	19	0	32	32	0	47	47
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	11	11	0	36	36	0	68	68
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	146	0	2	145	0	0	130
	旅券・在留カードの取上げ		2			6			12	
	賃金等の不払		142			130			114	
	人権を著しく侵害する行為		2			7			4	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	2	2	0	0	0	0	1	1
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		/			/			/	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	9	9	0	23	23	0	22	22
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	23	23	0	33	33	0	13	13
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	2	2	0	1	1	0	1	1
/	保証金の徴収等	/	2	2	/	2	2	/	2	2
/	講習期間中の業務への従事	/	67	67	/	7	7	/	1	1
/	営利目的のあつせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	304	304	0	313	313	0	320	320

3 「不正行為」の具体例

(1) 平成28年に「不正行為」を通知した件数の多かった類型の具体例は次のとおりである。

○ 賃金等の不払

「賃金等の不払」とは、技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例】 縫製業を営む実習実施機関は、技能実習生4名に対し、約2年3月間に渡り、最低賃金を下回る賃金を支払っていたほか、時間外労働に対する割増賃金の一部を支払わなかったもので、不払であった賃金の総額は4名分を合わせて約1,800万円に達し、最も多い者では総額は約600万円であった。

○ 偽変造文書等の行使・提供

「偽変造文書等の行使・提供」とは、外国人の研修・技能実習に係る「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 監理団体は、傘下実習実施機関から、失踪防止を目的に技能実習生の旅券を取り上げた旨の報告を受け、当該実習実施機関における不正行為（「旅券・在留カードの取上げ」）を把握していながら、旅券の取上げはないかのように記載した虚偽の内容の監査結果報告書を地方入国管理局に提出した。

○ 名義貸し

「名義貸し」とは、地方入国管理局への申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させていた場合や当該他の機関において技能実習を実施していた場合であり、名義を貸した機関及び名義を借りた機関の双方がこの不正行為の対象になる。

【事例】 監理団体及び農業を営む傘下実習実施機関14機関は、それぞれが「耕種農業」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を監理団体が一括して管理し、各実習実施機関の繁忙に応じ、技能実習生が本来所属すべき実習実施機関の区別なく、各実習実施機関や自らが運営する作業場での野菜の収穫、出荷等の作業に従事させた。

○ 技能実習計画との齟齬

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への入国・在留諸申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例】 内装業を営む実習実施機関は、自社の主たる業務が太陽光パネルの設置となったことを理由として、「内装仕上げ施工」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生3名を、約1年間に渡り、太陽光パネルの設置作業に従事させた。

(2) これらのほか、次のような事例がある。

○ **旅券・在留カードの取上げ**

「旅券・在留カードの取上げ」とは、技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げていた場合である。

【事例】 溶接事業を営む実習実施機関は、失踪防止及び紛失防止のためなどとして、技能実習生の入国直後から約1年に渡り旅券を預かり、地方入国管理局の現地調査により同事実が判明するまで、旅券を返還しなかった。

○ **人権を著しく侵害する行為**

「人権を著しく侵害する行為」とは、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った場合である。

【事例】 養殖業を営む実習実施機関は、寮での喫煙を禁止した上、違反した技能実習生から「罰金」として10万円を徴収することとし、実際に技能実習生6名から延べ80万円を徴収した。

○ **不法就労者の雇用等**

「不法就労者の雇用等」とは、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合である。

【事例】 食品加工業を営む実習実施機関は、技能実習生の他に雇用していた不法残留中の外国人等に違法に就労させていたとして、地方入国管理局の摘発を受けた。

○ **監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」**

「監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」」とは、技能実習の継続が不可能となったときの地方入国管理局への報告を怠り、あるいは、団体要件省令に規定する監理団体が不正行為を行ったときの地方入国管理局への報告を怠った場合や、同じく団体要件省令に規定する監査、相談体制構築等の措置を講じていなかった場合である。

【事例】 監理団体は、実習実施機関のうちの一部の機関に対しては自らは監査を行わず、業務委託契約を締結する等した企業に「監査」を行わせた。

※ 本事例では、監理団体のほか、当該監理団体が行うべき「監査」等を代行して行っていた企業（2機関）に対しても「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した。